

入札参加資格停止措置について

独立行政法人港湾空港技術研究所は、国際気象海洋株式会社（所在地：東京都江東区毛利1-18-8）に対して入札参加資格停止措置を行いました。

詳細は以下のとおりです。

入札参加資格停止措置の概要

1. 入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格停止措置業者名	住所
国際気象海洋株式会社	東京都江東区毛利1-18-8

2. 入札参加資格停止措置期間

平成23年11月4日から平成24年5月3日まで（6箇月間）

3. 事実概要

国際気象海洋株式会社は、当所発注の「亜熱帯域藻場のCO2固定量把握調査補助業務」において、落札決定され、契約締結していたが、その責めに帰すべき理由により業務の一部において成果を得られないことが明らかとなったため、契約を解除されたものである。

4. 入札参加資格停止措置理由

国の有資格登録業者である当該業者が、業務を粗雑に履行したこと及び契約解除に至ったことは、独立行政法人港湾空港技術研究所入札参加資格停止等措置要領（平成22年11月1日付、研究所細則第8号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）及び別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

〈別表第1第2号（過失による粗雑工事）〉

措置要領	期間
(過失による粗雑工事) 2 研究所の契約責任者と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内

〈別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）〉

措置要領	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内